

第7期福島市障がい福祉計画

第3期福島市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

福 島 市

令和6年3月

【障がい】の表記について

障害の「害」という漢字の表記について、平成16年度に策定しました「福島市障がい者計画」から、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしております。

この計画においても、法令上やむを得ないものなどを除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用います。

第7期福島市障がい福祉計画・第3期福島市障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の進行管理	2
5 本計画に係る事業体系	3

第2章 令和8年度の成果目標（数値目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行等	4
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
3 地域生活支援の充実	6
4 福祉施設から一般就労への移行等	7
5 障がい児支援の提供体制の整備等	9
6 相談支援体制の充実・強化等	11
7 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築	13

第3章 障がい福祉サービス等の必要量見込み

1 訪問系サービスの見込量	15
2 日中活動系サービスの見込量	19
3 居住系サービスの見込量	25
4 相談支援の見込量	28
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量	30
6 障害児通所支援の見込量	33
7 障害児相談支援の見込量	36
8 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	37
9 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	38

第4章 地域生活支援事業の必要量見込み

1	理解促進研修・啓発事業	41
2	自発的活動支援事業	41
3	相談支援事業	42
4	成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	42
5	意思疎通支援事業	43
6	日常生活用具給付等事業	44
7	手話奉仕員養成研修事業	45
8	移動支援事業	45
9	地域活動支援センター機能強化事業	46
10	日常支援に関する事業	47
11	社会参加支援に関する事業	49

第5章 障害福祉サービス事業所等の施設整備方針

1	障害福祉サービス事業所等の施設整備方針の考え方	50
2	障がい者施設の整備	50
3	障がい児施設の整備	51
4	防災・減災等に係る施設の整備	51

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

第7期福島市障がい福祉計画及び第3期福島市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」の基本理念を踏まえ、国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

策定にあたっては、令和8年度を目標年度とする障がい福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標（数値目標）及び障がい福祉サービス等の必要量の見込み並びに地域生活支援事業に関する事項について定めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものであり、「福島市総合計画」「福島市地域福祉計画」「福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画」「子ども・子育て新ステージプラン」との整合性を図りながら、「第3次福島市障がい者計画」（令和6年度～令和10年度）第2編第1章「生活支援」に関する事項の障がい福祉サービスに関する「実施計画」として位置づけるものです。

3 計画期間

国の基本指針により3年を1期とする計画期間とされていることから、本計画については、令和8年度を目標年度と位置づけ、目標年度において達成すべき成果目標やサービス提供量などを数値目標として策定します。

計画	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	
障がい者計画	新福島市障がい者計画(後期計画)(5年)				見直し	第3次福島市障がい者計画(5年)					見直し
障がい福祉計画	第5期計画(3年)		第6期計画(3年)		見直し	第7期計画(3年)			見直し		
障がい児福祉計画	第1期計画(3年)		第2期計画(3年)		見直し	第3期計画(3年)			見直し		

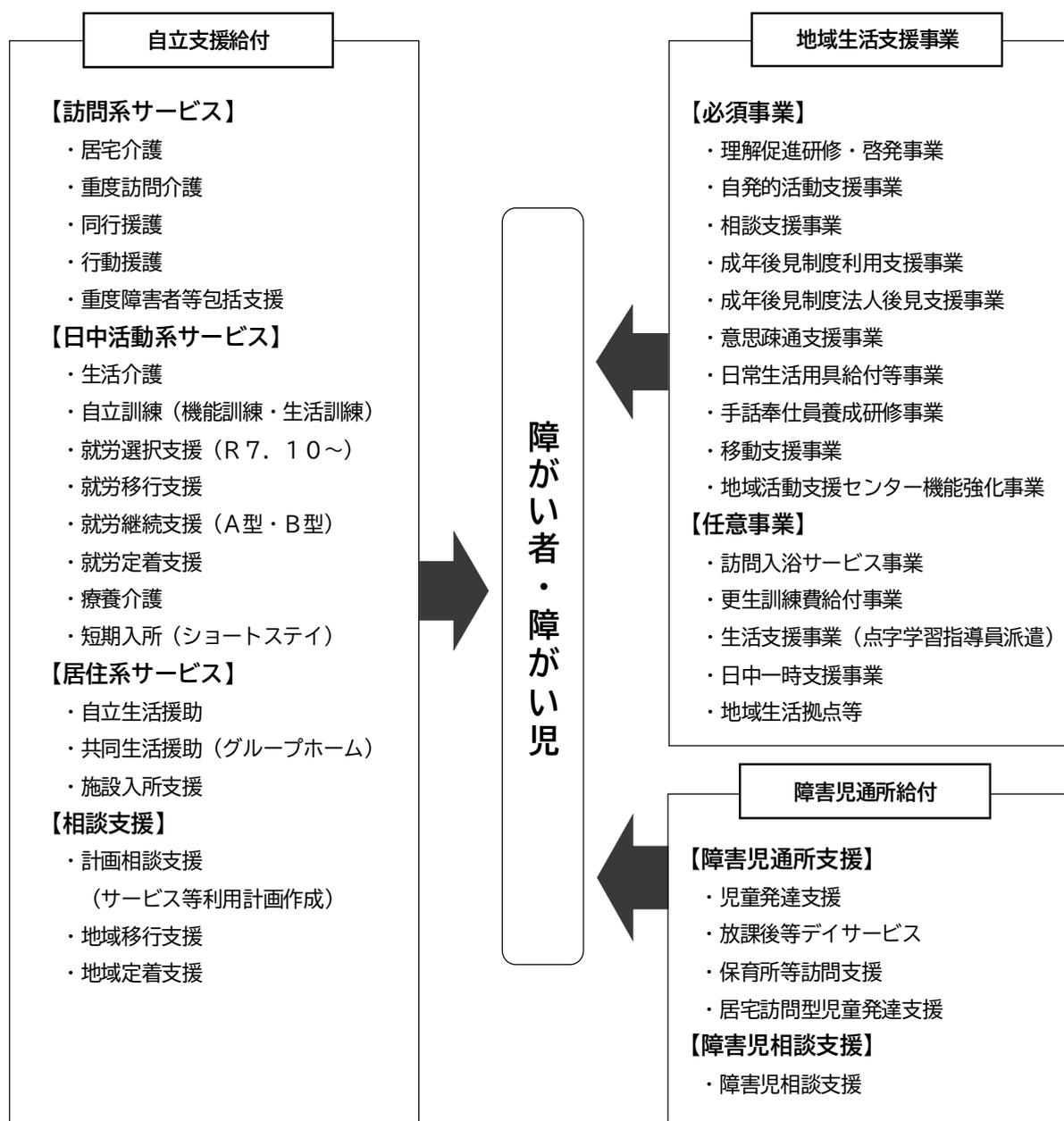
4 計画の進行管理

各年度において、成果目標及び障がい福祉サービス等の必要量見込みについて実績を把握し、障がい者のための施策や関連施策の動向も踏まえ、PDCAサイクルの考え方を取り入れながら本計画の実施状況について把握し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、本計画の策定及び見直しにあたっては、地域協議会である「福島市いきいき共生推進委員会」の意見を踏まえるとともに、その結果について公表します。

5 本計画に係る事業体系

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）を対象とした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市が実施する「地域生活支援事業」及び児童福祉法に基づく「障害児通所給付」に大別され、更に「自立支援給付」は訪問系、日中活動系、居住系、相談支援、「障害児通所給付」は障害児通所支援、障害児相談支援、「地域生活支援事業」は必須事業と任意事業に分けられます。



第2章 令和8年度の成果目標（数値目標）

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図るため、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に基づく取組み及びその実施状況をもとに、本市の実情を勘案した令和8年度末における成果目標（数値目標）を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行等

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者を基準とし、本市の実情を勘案して、令和8年度末における地域生活に移行する人数について成果目標（数値目標）を設定します。

ただし、地域生活の移行に関し、本人の意思が確認されていることが重要です。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行 ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 	

<福島市の目標>

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	6人	令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数206人の3%である6人の地域生活への移行を目指します。
施設入所者の減少数	14人	令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数206人の7%である14人の減少を目指します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着を推進するため、令和8年度末までの成果目標（数値目標）を設定します。

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上 ・65歳以上の精神病床における1年以上長期入院患者数 ・65歳未満の精神病床における1年以上長期入院患者数 ・精神病床における入院後3か月時点の退院率68.9%以上 ・精神病床における入院後6か月時点の退院率84.5%以上 ・精神病床における入院後1年時点の退院率91.0%以上

<福島市の目標>

項 目	目標値	考 え 方
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	325.3日	国の基本指針に基づき進めます。
65歳以上の精神病床における1年以上長期入院患者数	141人	
65歳未満の精神病床における1年以上長期入院患者数	139人	
入院後3か月時点の退院率	68.9%	
入院後6か月時点の退院率	84.5%	
入院後1年時点の退院率	91.0%	

3 地域生活支援の充実

本市の地域生活支援拠点等整備事業については、令和2年4月より地域の関係機関が機能を分担して面的な支援を行う「福島市障がい者地域生活支援ネットワーク事業」として実施しています。

障がいのある方の地域生活への移行支援及び地域生活支援機能の充実のため、支援実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討するとともに、強度行動障害を有する方への支援ニーズに基づく支援体制の整備を図るため、令和8年度末までの成果目標（数値目標）を設定します。

【地域生活支援拠点等とは】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、居住支援の整備や地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応するための5つの機能「①相談」「②体験の機会・場の提供」「③緊急時の受入れ・対応」「④地域の体制づくり」「⑤専門的人材の確保・養成」を持つ支援体制のことであります。

国の基本指針

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ・強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

<福島市の目標>

項 目	目標値	考 え 方
地域生活拠点等の機能充実のため、運用状況を検証及び検討	年1回以上	拠点事業連絡会で検証及び検討した内容を福島市いきいき共生推進委員会で報告します。
強度行動障害者の支援体制整備	二一ズ調査 実施	強度行動障害を有する方の支援体制の充実を図るため、支援事業所と連携し、支援二一ズの把握を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する人数についての成果目標（数値目標）を設定します。

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業の一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ・就労継続支援A型の一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型の一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 ・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会（就労支援部会）等を設置

<福島市の目標>

項 目	目標値	考 え 方
一般就労への移行者数	49人	令和3年度実績38人の1.28倍以上である49人を目指します。
就労移行支援からの一般就労への移行者数	35人	令和3年度実績26人の1.31倍以上である35人を目指します。
就労継続支援A型からの一般就労への移行者数	3人	令和3年度実績2人の1.29倍以上である3人を目指します。
就労継続支援B型からの一般就労への移行者数	13人	令和3年度実績10人の1.28倍以上である13人を目指します。
就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする事業所数	5カ所	全10カ所の事業所において、一般就労への移行割合が5割以上の事業所を全体の5割以上の5カ所を目指します。
就労定着支援事業の利用者数	23人	令和3年度実績16人の1.41倍以上である23人を目指します。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数	1カ所	就労定着率が7割以上の事業所を全2カ所の25%以上の1カ所を目指します。
協議会（就労支援部会）の設置	設置	生活支援部会において、支援体制の構築を推進します。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めるとともに、医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、令和8年度末までの成果目標（数値目標）を設定します。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの設置：市町村又は各圏域に1カ所以上 ・ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築 ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を1カ所以上確保 ・ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保 ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 	

<福島市の目標>

項 目	目標値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	3カ所	令和4年度末までの事業所数を維持します。
障がい児の地域社会へのインクルージョン推進体制の構築	体制構築	児童発達支援センターを中核とした、保育所等訪問支援・スーパーバイズコンサルテーション機能により、保育所や放課後児童クラブ等で育ちの支援協力及び保育所等の並行通園や保育所等への移行を推進します。

項 目	目標値	考 え 方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1カ所以上 確保	既に開設している1事業所に加え、支給対象者の増加や利用状況等を踏まえ事業所の確保に努めます。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1カ所以上 確保	既に開設している1事業所に加え、支給対象者の増加や利用状況等を踏まえ事業所の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所	医療的ケア児等コーディネーターで組織する「医療的ケア児等コーディネーター連携会議」にて協議を継続します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する市におけるコーディネーター配置人数	2名	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を継続的に受講し、人材の確保に努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援事業所の相談支援体制の充実・強化等を推進するため、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保について、令和8年度末までの成果目標（数値目標）を設定します。

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置の有無 ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 ・ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

<福島市の目標>

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置の有無	有	圏域による設置を継続します。
専門的な指導・助言件数	年間 160 件	相談支援事業所に対して、基幹相談支援センターにより、専門的な指導、助言等を行います。
人材育成の支援件数	5 件	基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会においてGSV（グループスーパービジョン）を通じて人材育成を行います。

項 目	目標値	考 え 方
連携強化の取組みの実施回数	12回	基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会を行います。
個別事例の支援内容の検証の実施回数	5回	基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会を活用します。
主任相談支援専門員の配置数	2人	現状維持に努めます。
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	福島市相談員連絡会で実施し、福島市いきいき共生推進委員会へ報告します。
協議会における事例検討へ参画した相談支援事業者・機関数	12カ所	福島市いきいき共生推進委員会を活用し事例検討を実施します。
協議会における専門部会の設置数	4部会	地域課題等、個別事例の検討によるサービス基盤の改善に努めます。
協議会における専門部会の実施回数	24回	専門部会等を通年で実施します。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、各種研修を活用し、職員の資質向上を図ります。

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数 ・ 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数 ・ 指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数

<福島市の目標>

項目	目標値	考え方
職員の各種研修への参加人数の見込み	15人	引き続き、各種研修への参加促進を図ります。
審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体と共有する体制の有無	有	障がい福祉サービス報酬の請求内容の誤りを防ぐため、必要に応じて分析結果を共有し、事業所及び関係自治体職員の質の向上を図ります。
審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体と共有の実施回数	年12回	

項 目	目標値	考 え 方
指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無	有	障害福祉サービス事業所に対する集団指導や実地指導により適切な指導を行います。
指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有の実施回数	年132回	

第3章 障がい福祉サービス等の必要量見込み

令和2年度から令和4年度の実績を基にサービス毎の令和5年度実績見込量を踏まえ、令和6年度以降の利用者数・サービス量の見込み（活動指標）を算出しました。

利用者数・サービス量の見込み（活動指標）の算定において、現状と著しい差異が生じるサービスについては実績を基に見込みを算出しました。

また、過去に実績がないサービスは今後の利用促進を勘案して利用者数・サービス量の見込み（活動指標）を算出しました。

本計画中の単位については、特段の記載がない限り、下記のとおりとします。

時間／月：月当たりの総利用時間数 人／年：年当たりの利用実人数

人日／月：月当たりの総利用日数 件／年：年当たりの利用実件数

人／月：月当たりの利用実人数

令和5年度実績については、特段の記載がない限り見込値とします。

1 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスを総称したものです。

【現状と課題】

現在、訪問系サービスの利用者数は増加傾向にありますが、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を推進する観点から、今後も在宅において支援を必要とする障がい者の数は増加するものと見込まれます。

今後のサービス見込量の増加に対応したサービス提供量の確保が課題となっています。

【訪問系サービス見込量等確保のための方策】

訪問系サービスは、障がい者が地域で生活を送るうえで不可欠なサービスであり、今後も利用ニーズが見込まれることから、事業所やヘルパーの確保が必要です。

利用者本位のサービスの提供を目的として、必要な情報提供や県で実施する養成研修への参加の促進などを積極的に行い、人材確保やサービス提供事業所の参入促進を図ります。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がい特性によって異なるニーズに対応した質の高いサービスの確保に努めます。

(1) 居宅介護

ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

<居宅介護の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	392	422	454	342	353	364
		実績	307	321	331			
サービス量	人日/月	見込量	5,433	5,468	5,504	6,802	7,061	7,330
		実績	5,814	6,312	6,552			

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

<重度訪問介護の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	20	20	20	10	10	10
		実績	10	10	10			
サービス量	人日/月	見込量	2,420	2,420	2,420	2,532	2,463	2,396
		実績	2,832	2,676	2,603			

(3) 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

<同行援護の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	93	98	103	71	71	71
		実績	70	72	71			
サービス量	人日/月	見込量	984	989	993	1,354	1,482	1,623
		実績	1,017	1,129	1,236			

(4) 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

<行動援護の実績と見込み量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込み量	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
サービス量	人日/月	見込み量	50	50	50	50	50	50
		実績	50	50	50			

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

<重度障がい者等包括支援の実績と見込み量>

このサービスは実績及び現時点での利用希望が無いことから見込み量の算出はできませんが、今後も利用者の需要の把握と適切なサービス支給に努めます。

2 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）です。

【現状と課題】

これまで増加傾向を示していた生活介護のサービス見込量は、コロナ禍を経て、5類移行した現在まで、大きな増減がなく、現状維持の傾向となっています。

短期入所、就労定着支援、療養介護のサービス見込量についても、現状維持の傾向となっています。

就労継続支援B型のサービス見込量は、前計画策定時同様に緩やかな増加傾向を示しています。

就労移行支援と就労継続支援A型のサービス見込量は、前計画策定時以上の増加傾向にあり、今後もサービス利用の増加が見込まれることから、サービス提供体制の整備が課題となっています。

【日中活動系サービス見込量等確保のための方策】

短期入所については、レスパイト面での需要も高いことから、新規参画事業所の拡充に努めるほか、障がい者向けの医療型短期入所事業所が無い本市における独自事業である医療型ショートステイ支援事業を継続して実施します。

就労支援については、就労移行支援や就労継続支援の活用により一般就労への移行を促進するとともに、安定した雇用継続のため、就労定着支援サービスの更なる周知と事業所の拡充を図ります。

生活介護等の支援体制が利用者のニーズに合致し、かつ充実が図られるよう、サービス提供事業所等への啓発及び各種研修会の情報提供等を行います。

(1) 生活介護

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

<生活介護の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	584	598	613	555	555	555
		実績	562	556	554			
サービス量	人日/月	見込量	10,658	10,844	11,033	10,500	10,500	10,500
		実績	10,728	10,548	10,473			

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

<自立訓練（機能訓練）の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
サービス量	人日/月	見込量	7	7	7	7	7	7
		実績	0	0	0			

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

<自立訓練（生活訓練）の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	5	5	5	12	16	21
		実績	3	7	9			
サービス量	人日/月	見込量	80	80	80	213	291	397
		実績	41	114	156			

(4) 就労選択支援（R7. 10月予定）

障がい者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

<就労選択支援の利用者数の見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	—	—	—	—	45	45

(5) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

<就労移行支援の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込み量	62	67	72	103	116	130
		実績	68	82	92			
サービス量	人日/月	見込み量	930	1,005	1,080	1,683	1,948	2,254
		実績	976	1,256	1,454			

(6) 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

<就労継続支援A型の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込み量	60	70	80	125	135	145
		実績	82	91	115			
サービス量	人日/月	見込み量	1,166	1,356	1,546	2,500	2,700	2,900
		実績	1,588	1,742	2,212			

(7) 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

<就労継続支援B型の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/月	見込量	1,007	1,086	1,171	1,153	1,200	1,250
		実績	1,038	1,063	1,107			
サービス量	人日/月	見込量	17,875	19,216	20,657	19,272	19,894	20,536
		実績	17,928	18,086	18,670			

(8) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

<就労定着支援の利用者数の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/月	見込量	26	36	46	19	20	21
		実績	14	17	18			

(9) 療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

<療養介護の利用者数の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	41	44	48	38	39	40
		実績	37	37	38			

(10) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

<短期入所（ショートステイ）の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	59	62	66	39	39	40
		実績	37	39	39			
サービス量	人日/月	見込量	236	248	264	228	232	235
		実績	187	222	225			

3 居住系サービスの見込量

居住系サービスとは、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援です。

【現状と課題】

現在、共同生活援助（グループホーム）については、指定を受けた事業所数が市内で90カ所を超えています。共同生活型・アパート型など、サービス提供形態・内容が事業所ごとに異なっており、サービスの質の平準化が課題となっていることから、令和4年度より福島市グループホーム連絡会を組織し、情報共有及びサービスの質の向上に努めているところです。

また、市内の共同生活援助事業所においては、前計画期間の利用者数は増加傾向が続いており、障害者支援施設に入所又は病院に入院中の障がい者の地域生活への移行を推進する観点から、今後も増加するものと見込まれます。

サービス利用者の内訳では、本市市民の利用が70.2%、他市町村出身の方の利用が29.8%となっていることから、本計画においても、圏域での利用動向に対しても注視する必要があります。

施設入所支援については、地域生活への移行等により、利用者数が減少しています。

【居住系サービスの見込量等確保のための方策】

障がいの程度や本人の希望を踏まえ、ライフステージにおける切れ目のない支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努めます。

共同生活援助については、今後もサービス利用の需要が高まる見込みであることから、本人の障がい特性を踏まえるとともに、本人のニーズや意思を確認し、関係機関と連携を図りながら共同生活援助へのマッチングを支援します。

自立生活援助は、市内に2事業所しかないため、既存の共同生活援助事業所等へ必要な情報提供に努めるなど、参入促進を図ります。

施設入所支援については、強度行動障害等の障がい特性により、在宅生活が困難な方からの入所希望が一定数あることから、今後も8050問題等の社会問題に注視し、利用者のご家族のニーズに沿った対応に努めていきます。

(1) 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者に対して、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

<自立生活援助の利用者数の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	1	1	1	25	25	25
		実 績	1	5	11			

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な日常生活の援助を行い、またはこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の必要な援助を行います。

<共同生活援助の利用者数の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	268	291	314	369	389	409
		実績	305	329	349			

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

<施設入所支援の利用者数の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	216	210	204	201	195	190
		実績	217	212	206			

4 相談支援の見込み

相談支援とは、計画相談支援（サービス等利用計画作成）、地域移行支援、地域定着支援です。

【現状と課題】

計画相談支援については、令和6年度まで、本市独自施策として計画相談支援推進事業により、相談支援専門員の拡充のための補助制度を実施しています。計画相談導入率は令和2年度末に44.8%でしたが、令和6年1月現在、58.1%となっています。セルフプランの利用者に対して、随時、計画相談支援を導入していますが、目標とする県平均導入率80%に届かない状況にあります。

また、地域移行支援や地域定着支援については、サービス提供体制の整備が課題となっています。

<相談支援見込み等確保のための方策>

現在実施している計画相談支援推進事業については、「量の強化」として、事業所に対して相談支援専門員を新たに雇用するための人件費の一部助成を令和6年度まで実施します。

「質の強化」として、福島市相談支援事業所連絡会・相談支援事業所訪問・モニタリング勉強会については、今後も継続し、相談支援専門員の質の向上を図ります。

また、委託相談支援事業所を従来の障がい種別から地区制とすることで、相談支援専門員との連携強化及び負担軽減を図り、計画相談支援の導入促進を図ります。

さらに、地域移行支援と地域定着支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入所施設や病院からの地域移行を推進する観点から、一般相談支援事業所及び病院等関係機関と連携を図り、計画相談支援とともに提供体制の整備に努めます。

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合には、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

<計画相談支援の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	1,230	1,508	1,829	1,656	1,756	1,939
		実績	1,253	1,418	1,531			

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

<地域移行支援の実績と見込み量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	2	2	2	3	3	3
		実績	1	0	0			

(3) 地域定着支援

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

<地域定着支援の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/月	見込量	2	2	2	3	3	3
		実績	0	0	0			

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

精神障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、重層的な支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進し、福祉サービスの基盤整備、普及啓発等に努めます。

【現状と課題】

本市では、精神障がいのある方の人数は増加傾向が顕著となっています。

また、令和6年度の精神保健福祉法改正に伴い、「精神保健に課題を抱える者」も支援対象となりました。

今後、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援・障害者雇用の質の向上など、精神障がい者が安心して暮らし続けることができる地域共生社会に向けた体制の構築を目指し、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市及び県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、精神障がい者の地域移行・地域定着を図ることが課題となっています。

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム見込量確保のための方策>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、委託相談支援事業による身近な地域で精神保健に関する相談支援を受けられる体制整備を図っていきます。

また、地域生活拠点等整備事業である「福島市障がい者地域生活支援ネットワーク」の自立応援体験事業を活用し、病院から地域生活への移行を目指す方へ、グループホーム（共同生活型またはアパート型）での共同生活や一人暮らし体験を提供し、地域移行の推進を図ります。

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの実績と見込量>

	単位	第6期実績			第7期見込量			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場合	開催回数	回	—	—	—	7	7	7
	参加者数	人	—	—	—	11	11	11
	保健	人	—	—	—	2	2	2
	医療（精神科）	人	—	—	—	3	3	3
	福祉	人	—	—	—	6	6	6
	当事者	人	—	—	—	0	0	0
	目標設定及び評価の実施回数	回	—	—	—	1	1	1

<精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の実績と見込量>

	単位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	—	—	—	15	25	39
		実績	4	8	10			

<精神障がい者の自立生活援助の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	—	—	—	10	18	31
		実績	2	6	6			

<精神障がい者の共同生活援助の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	—	—	—	203	209	215
		実績	187	203	198			

<精神障がい者の地域移行支援の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	—	—	—	2	2	2
		実績	3	0	0			

<精神障がい者の地域定着支援の実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/月	見込量	—	—	—	2	2	2
		実績	0	0	0			

6 障害児通所支援の見込み

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

具体的には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援です。

【現状と課題】

現在、児童発達支援については、利用者の約8割が発達障がいや発達が気になる子どもであり、サービス量は緩やかな増加傾向にあります。

放課後等デイサービスについても、利用者の約5割が発達障がいや発達が気になる子どもとなっており、サービス量は増加傾向ですが、本市においても、事業所における療育の質の向上や平準化が課題となっています。

保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援については、訪問先の施設、保護者の理解や協力など相互理解が求められるほか、円滑な支援を図るために、障がい児の状況や支援方法に関する情報共有や支援者間の連携など、サービス提供体制の整備が課題となっています。

居宅訪問型児童発達支援については、重度の障がい児を対象としているため、サービス提供体制の整備が課題となっています。

<障害児通所支援見込み確保のための方策>

障がい児が適切なサービス利用ができるよう、「児童発達支援センター」を中核とし、全てのサービス種別の障がい児支援事業所を対象として、スーパーバイズ・コンサルテーションの推進により、個別事業所訪問・相談、研修や事例検討会等を段階的に実施し、事業所における療育の質の向上を図るとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ります。

なお、居宅訪問型児童発達支援については、比較的新しいサービスであり、市内に事業所がないため、既存の児童発達支援事業所等へ必要な情報提供に努めるなど、参入促進を図ります。

(1) 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児等に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

肢体不自由のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

<児童発達支援の実績と見込量>

	単 位		第2期			第3期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/月	見込量	150	152	154	217	237	257
		実績	167	169	197			
サービス量	人日/月	見込量	1,975	2,029	2,085	2,906	3,346	3,786
		実績	2,016	2,029	2,466			

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立促進、その他の必要な支援を行います。

<放課後等デイサービスの実績と見込み量>

	単 位		第2期			第3期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/月	見込量	453	512	579	634	667	690
		実績	439	515	580			
サービス量	人日/月	見込量	4,704	5,188	5,722	7,418	7,804	8,073
		実績	5,279	6,072	6,602			

(3) 保育所等訪問支援

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。

<保育所等訪問支援の実績と見込み量>

	単 位		第2期			第3期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/月	見込量	4	5	6	17	19	21
		実績	5	15	15			
サービス量	人/年	見込量	16	16	15	20	25	30
		実績	24	30	23			

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅訪問による発達支援を行います。

<居宅訪問型児童発達支援の実績と見込量>

このサービスは実績及び現時点での利用希望が無いことから見込量の算出はできませんが、今後も利用者の需要の把握と適切なサービス支給に努めます。

7 障害児相談支援の見込量

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対して、ケアマネジメントの手法を活用し、障がい児の心身の状況、置かれている状況を勘案して、利用するサービスの種類・内容等を定めた障害児支援利用計画を作成するサービスです。

【現状と課題】

障害児相談支援については、令和6年度まで、本市独自施策として計画相談支援推進事業により、相談支援専門員の拡充のための補助制度を実施しています。計画相談導入率は令和2年度末に41.0%でしたが、令和5年9月現在、50.7%となっています。セルフプランの利用者に対して、随時、障害児相談支援を導入していますが、目標とする県平均導入率80%に届かない状況にあります。

<障害児相談支援見込量等確保のための方策>

現在実施している計画相談支援推進事業については、「量の強化」として、令和6年度まで事業所に対して相談支援専門員を新たに雇用するための人件費の一部を助成するとともに、「質の強化」として、福島市相談員連絡会・相談支援事業所訪問・モニタリング勉強会を実施し、相談支援専門員の質の向上を図ります。

さらに、中核拠点型の児童発達支援センターの整備により、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ることから、当該センターを中心とした、障害児通所支援事業所の療育の質の向上と連動した障害児相談支援によるサービス提供の促進により、適切な障害児相談支援体制の構築を図ります。

<障害児相談支援の実績と見込量>

	単 位		第2期			第3期		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人/年	見込量	422	603	836	526	567	608
		実績	320	403	485			

8 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置を進めます。

【現状と課題】

現在、市保健師1名が、医療的ケア児等に対する支援を調整するコーディネーターとしての役割を担っておりますが、今後は、関係機関との連携を視野に、更なる拡充が求められています。

<コーディネーター配置数見込量等確保のための方策>

医療的ケア児等に係る関係機関との連携を図ることができる専門的な知識を有したコーディネーターとして保健師2名を配置し支援を行います。

<市における医療的ケア児等コーディネーター配置人数の見込み量>

	単 位		第2期			第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
人 数	人/年	見込量	3	3	3	2	2	2
		実績	2	2	2			

9 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

本市では、地域生活支援拠点等の整備については、令和2年度より、「福島市地域生活支援ネットワーク事業」として実施しています。

事業の内容は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため自立体験の場を設置し、地域の支援体制を整備するものです。

【現状と課題】

緊急一時受入事業においては、現時点で、医療的ケアが必要な方の受け入れができる事業所が市内にないことから受入先の確保が課題となっています。

自立応援体験事業においては、コロナ禍の影響が大きく、令和5年5月の5類移行後も、事業の利用に際し、希望している利用者の積極的な利用がなされていない現状となっていることから、コーディネーターによる呼びかけを行っていますが、利用率の上昇に結びついていないことが課題となっています。

<地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実のための方策>

緊急一時受入事業については、医療的ケアが必要な方の受入先は医療機関が母体となっていることが欠かせないことから、圏域まで含め受入先がないかを調査し、地域性に応じた機能をどの程度備えることができるかを精査していきます。

自立応援体験事業については、コーディネーターによる呼びかけを継続するとともに、病院や施設からの地域移行に際して積極的な利活用を図ることで、福祉・医療など関係機関による地域ニーズや課題に答えられているかを検証・検討していきます。

<地域生活拠点等の支援実績と見込量>

	単 位		第6期			第7期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
コーディネーターの 配置人数	人/年	見込量	—	—	—	1	1	1
		実績	3	3	3			
検証・検討 年間実施回数	回/年	見込量	—	—	—	3	3	3
		実績	3	5	5			

第4章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づく市町村地域生活支援事業として、本市の実情に応じた事業形態で必須事業及び任意事業を実施します。

必須事業では、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩⑪地域活動支援センター基礎的事業・機能強化事業の実施が定められています。

任意事業では、日常生活支援として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業など、社会参加支援として、奉仕員養成研修等、就業・就労支援として、更生訓練費給付等があります。

【現状と課題】

現在、必須事業11事業、任意事業10事業を実施しており、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」に基づき、障がいに対する理解を深め、障がい者等が安全に安心して地域生活を営むことができるよう啓発事業や相談支援事業等の充実を図っています。

また、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴い、情報のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実をより一層推進することが求められています。

<地域生活支援事業の見込量等確保のための方策>

地域生活支援事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障がい者等の自立した日常生活または社会生活を支える上で重要なサービスであることから、引き続き実施するとともに、本市の実情や障がい特性に応じたニーズを的確に把握し、関係機関と連携を図りながら必要なサービスの確保に努めます。

【地域生活支援事業 必須事業】

1 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、共生社会実現に向け、障がい者等と実際にふれあうイベント等を通じて理解を深めるため、各種事業を通じて心のバリアフリーの推進を図ります。

- 【事業】 ・障がい児交流事業
・障がい者週間記念事業～ふれあいのつどい～

2 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者や家族、地域住民などによる地域における自発的な取組みを支援することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ります。

- 【事業】 ・自発的活動支援事業補助

3 相談支援事業

障がい者や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や権利擁護のための必要な援助を行います。

<相談支援事業の実績と見込み>

	単 位	第6期・第2期実績			第7期・第3期見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
委託相談支援	事業所数	4	4	4	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
福島市いきいき共生推進委員会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められ、かつ親族による支援が見込めず、必要となる費用を負担することが困難である知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部または一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。

<成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込み>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/年	見込み	5	5	5	8	10	12
		実績	1	4	6			

5 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者や要約筆記者の派遣、市長記者会見への手話通訳を伴う動画配信の導入、ビデオ通話機能を活用した遠隔手話通訳を行い、意思疎通支援の充実を図ります。

本市においては、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を行うとともに、障がい福祉課内に手話通訳者を設置し、障がい者への意思疎通支援を行います。

また、「市政広報テレビ5分番組」では手話通訳の同時放映も行っています。

更に、視覚に障がいのある方のために、点字版・音声版市政だよりや議会だよりを登録者に配布しています。また、市ホームページにおいて、「基本的な手話動画」を配信しています。

<意思疎通支援事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者派遣事業	件/年	見込量	1,500	1,500	1,500	1,900	1,900	1,900
		実績	1,856	1,911	1,500			
要約筆記者派遣事業	件/年	見込量	20	30	40	20	20	20
		実績	16	5	10			
手話通訳者設置事業	人/年	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			

6 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障がい者等に対し、日常生活の利便性を図るため、障がいの程度に応じた日常生活用具の給付または貸与を行います。

<日常生活用具給付等事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
①介護・訓練支援用具 (特殊寝台等)	件/年	見込量	20	20	20	20	20	20
		実績	16	24	22			
②自立生活支援用具 (入浴補助用具等)	件/年	見込量	50	50	50	50	50	50
		実績	40	37	52			
③在宅療養支援用具 (電気式たん吸引器等)	件/年	見込量	80	80	80	80	80	80
		実績	78	73	74			
④情報・意思疎通支援用 (携帯用会話補助装置等)	件/年	見込量	100	100	100	100	100	100
		実績	97	115	100			
⑤排泄管理支援用具	件/年	見込量	6,300	6,300	6,300	3,500	3,600	3,700
		実績	3,171	3,206	3,408			
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	見込量	6	6	6	6	6	6
		実績	4	1	5			

7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある方などとの交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

<手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	見込量	40	40	40	40	40	40
		実績	20	32	35			

8 移動支援事業

重度の障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。

<移動支援事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/年	見込量	159	159	159	115	115	115
		実績	113	114	113			
時間数	時間/月	見込量	1,155	1,155	1,155	1,036	1,036	1,036
		実績	1,013	1,027	976			

9 地域活動支援センター機能強化事業

在宅の障がい者が、通いながら創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業として実施します。

<地域活動支援センター機能強化事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	箇所	見込量	8	8	8	5	5	4
		実績	8	8	7			
利用者数	人/年	見込量	95	95	95	85	85	75
		実績	120	120	110			

【地域生活支援事業 任意事業】

10 日常支援に関する事業

(1) 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者に対する生活支援ため、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

<訪問入浴サービス事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/年	見込量	45	46	47	33	33	33
		実績	34	32	32			

(2) 更生訓練費給付事業

障がい者の社会復帰を支援するため、更生訓練費給付事業を実施します。

更生訓練費は、就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している方に、訓練のための文具、参考書等の購入費用として支給する事業です。

<更生訓練費給付事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/年	見込量	41	41	41	55	55	55
		実績	36	51	53			

(3) 生活支援事業（点字学習指導員派遣）

障がい者に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。

<生活支援事業（点字学習指導員派遣）の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
延べ利用者数	人/年	見込量	11	11	11	12	12	12
		実績	12	12	12			

(4) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図れるよう支援します。

<日中一時支援事業の実績と見込量>

	単 位		第6期・第2期			第7期・第3期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人/年	見込量	285	278	270	258	265	272
		実績	232	246	252			

(5) 地域生活拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため自立体験の場を設置するとともに、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応するための支援体制。

1.1 社会参加支援に関する事業

(1) レクリエーション活動等支援

障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進します。

【事業】障がい者スポーツ大会、レクリエーション教室の開催

(2) 芸術文化活動振興

障がい者等の芸術文化活動を振興することにより、障がい者等の社会参加を促進します。

【事業】福祉作品展の開催

(3) 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がい者等へ、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、福島市等の広報、障がいに関する事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を提供します。

【事業】点字・声の広報等発行事業

(4) 奉仕員養成研修

点訳や音訳、要約筆記に必要な技術等を習得した各種奉仕員を養成することにより、障がい者等の社会参加を促進します。

【事業】奉仕員養成研修事業

第5章 障害福祉サービス事業所等の施設整備方針

1 障害福祉サービス事業所等の施設整備方針の考え方

福島市共生社会づくり条例の施策の推進方針に基づき、地域社会における障がい者の自立と社会参加の支援、安全で安心して暮らせる生活環境の確保等を図る観点から、「障害福祉サービス事業所等の施設（以下「施設」という。）」を整備する必要があります。

現在、令和6年度から8年度の利用者数やサービス見込量が、令和6年度から8年度までに現施設で提供可能なサービス量や受入可能人数を超えると見込まれる障がい者（児）施設について、施設の整備方針を定めます。

2 障がい者施設の整備

(1) 就労継続支援A型

就労継続支援A型のサービス量については、令和8年度には現施設で提供可能なサービス量を超えることが見込まれるため、令和8年度までに5施設の整備が必要です。

項目	単位	R6	R7	R8
① サービス見込量	人日/月	3,324	4,221	5,361
② 現施設で提供可能なサービス量	人日/月	3,190	3,190	3,190
③ 不足するサービス量 (②-①)	人日/月	△134	△1,031	△2,171
④ ③に基づく整備が必要な施設数 (※)	施設数	5施設		

※施設数は 20 人定員 × 1 月当たり開所日数 22 日 = 440 人日

3 障がい児施設の整備

(1) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスのサービス量については、令和5年度には現施設で提供可能なサービス量を超えることが見込まれるため、令和8年度までに9施設の整備が必要です。

項目	単位	R6	R7	R8
① サービス見込量	人日/月	7,418	7,804	8,073
② 現施設で提供可能なサービス量	人日/月	6,226	6,226	6,226
③ 不足するサービス量 (②-①)	人日/月	△1,192	△1,578	△1,847
④ ③に基づく整備が必要な施設数(※)	施設数	9施設		

※施設数は 10 人定員×1月当たり開所日数 22 日=220 人日

4 防災・減災等に係る施設の整備

老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化、消防用設備の設置等について、必要性・緊急性を勘案し整備を進めます。

障害者支援施設については、地域移行を推進する観点から入所定員の減に可能な限り取り組むこととし、定員増を伴う入所施設の整備は行わないものとします。

耐震改修の状況について(令和4年3月調査結果)

◆障害者支援施設【回答事業所数:6事業所】

(単位:棟)

S57以降建築	S56以前建築					棟数合計
		改修不要	改修済	未対応	未対応のうち賃貸	
6	3	1	1	1	0	9

**第7期福島市障がい福祉計画
第3期福島市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)**

編 集 福島市健康福祉部障がい福祉課
発 行 福島市
960-8601
福島市五老内町3番1号
電 話 代表 (024) 535-1111